

警察庁訓令第 1 号

昭和天皇の崩御に伴う警察庁職員の訓戒免除に関する訓令を次のように定める。

平成元年 2 月 16 日

警察庁長官 金澤 昭雄

昭和天皇の崩御に伴う警察庁職員の訓戒免除に関する訓令

警察庁職員（平成元年 2 月 24 日前に警察庁職員でなくなった者を含む。）のうち、警察庁職員の懲戒の取扱に関する訓令（昭和 29 年警察庁訓令第 14 号）第 17 条の規定により、昭和 64 年 1 月 7 日前の行為について、平成元年 2 月 24 日前に訓戒処分を受けた者に対しては、将来に向かってその訓戒を免除するものとする。

附 則

この訓令は、平成元年 2 月 24 日から施行する。